

主な改訂事項

1. 01 章 文書一般

(1) 01—01 書類の閲覧及び営業秘密の申出

証拠調べ調書に代えて証人等の陳述を記録する媒体が「録音テープ等」から「録音又は録画により作成された電磁的記録を記録した記録媒体」と修正された法改正（施行規則の改正も含む。以下同じ。）を反映しました。

2. 07 章 審判廷

(1) 07—01 審判廷

法改正による条ズレを反映しました。

(2) 07—02 審判廷における廷吏の職務

証人尋問において宣誓書及び宣誓書への署名が不要となる旨の法改正を反映しました。

3. 17 章 送達

(1) 17—01 書類の送達

法改正による条ズレを反映しました。

4. 21 章 方式、補正、補充、却下

(1) 21—01 審判請求書等に添付すべき必要添付書類（委任状など）

電磁的記録の証拠調べが可能となる旨の法改正を反映しました。

5. 23 章 代理人

(1) 23—12 法人の代表者とその表示

説明文の根拠となる様式の番号の誤りを修正しました。

6. 25 章 期間

(1) 25—01.2 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の指定期間

法改正による条ズレを反映しました。

(2) 25—01.3 主要期間一覧（2）（無効・訂正・取消審判）

法改正による条ズレを反映しました。

7. 33 章 口頭審理

(1) 33—01 口頭審理の期日指定

法改正による条ズレを反映しました。

(2) 33—01.1 口頭審理の期日の告知

法改正による条ズレを反映しました。

(3) 33—04 口頭審理調書の作成要領

口頭審理調書として引用可能なものに電磁的記録を記録した記録媒体が追加された旨の法改正を反映しました。

口頭審理調書に異議が述べられた場合の取扱いに係る法改正を反映しました。

(4) 33—05 口頭審理の順序

法改正により新たに証拠調べが可能になった電磁的記録には「原本」と「写し」の区別がないことから、「証拠の原本確認」を「書証の原本確認」と修正しました。

(5) 33—06 口頭審理における録音装置などの使用

証拠調べ調書に代えて証人等の陳述を記録する媒体が「録音テープ等」から「録音又は録画により作成された電磁的記録を記録した記録媒体」と修正された法改正を反映しました。

刑事訴訟規則は審判における手続きとは関係がないから、参考として記載されていた刑事訴訟規則を削除しました。

(6) 33—09 オンライン口頭審理

ウェブ会議を利用した通訳人の参加に係る法改正を反映しました。

「ウェブ会議システム」という用語の定義について明確化しました。

8. 34 章 証拠一般

(1) 34—01 証拠提出に関する書類の点検と注意事項

電磁的記録を証拠として提出する場合の提出方法、電磁的記録の取調べ方法等、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに係る法改正を反映しました。

【様式1】の証拠説明書の見本を、法改正後のフォーマットに対応した見本に修正しました。

9. 35 章 証拠調べ、証拠保全

(1) 35—01 証人尋問などの準備のための手続

同一の証拠方法に係る説明をまとめるよう、項目の順序や項目名について修正を行いました。

証拠の申出に係る当事者及び参加人の努力義務に関する法改正を反映しました。

「ウェブ会議システム」という用語の定義について明確化すると共に、ウェブ会議システムを用いた証拠調べが可能であることを追加しました。

ウェブ会議システムを用いた証人尋問の要件の緩和に関する法改正を反映しました。

(2) 35—02 証拠調べ調書の作成要領

証拠調べ調書について、当事者が調書の内容に異議を述べたとき、異議が述べられた旨及びその内容を調書に記載しなければならない旨の法改正を反映しました。

証拠調べ調書の内容に明白な誤りを発見した場合、更正処分をし、処分内容を記載した更正調書を作成しなければならない旨の法改正を反映しました。

証拠調べ調書に代えて証人等の陳述を記録する媒体が「録音テープ等」から「録音又は録画により作成された電磁的記録を記録した記録媒体」と修正された法改正を反映しました。

証人が宣誓を述べることができない場合に宣誓書が作成される旨の法改正を反映し、宣誓書を作成した場合には当該宣誓書を調書に添付する運用を追記しました。

ウェブ会議システムを用いた検証を行った場合に、その旨及び検証物の所在する場所を調書に記載しなければならない旨の法改正を反映しました。

証拠調べ調書の様式について、宣誓の簡略化に係る法改正を反映しました。

(3) 35—04 証人尋問の順序

証人尋問について、宣誓の簡略化に係る改正を反映しました。

証拠調べ調書に代えて証人等の陳述を記録する媒体が「録音テープ等」から「録音又は録画により作成された電磁的記録を記録した記録媒体」と修正された法改正を反映しました。

(4) 35—05 証人尋問の要領

証人尋問において、審判長の許可がある場合には、書類以外の物に基づいて陳述をすることができる旨の法改正を反映しました。

証拠調べ調書に代えて証人等の陳述を記録する媒体が「録音テープ等」から「録音又は録画により作成された電磁的記録を記録した記録媒体」と修正された法改正を反映しました。

耳が聞こえない証人若しくは口がきけない証人に、電子計算機を用いて質問したとき、又は回答させたときに、審判長は、審判書記官に質問又は回答を朗読させることができる旨の法改正を反映しました。

(5) 35—06 検証

ウェブ会議システムを利用して検証をする場合の要件に係る法改正を反映しました。

(6) 35—08 証拠保全

証拠方法として電磁的記録が追加されたことに係る法改正を反映し、証拠保全において電磁的記録をどのような情報によって特定するかのを追記しました。

(7) 35—11 受命審判官

受命審判官が行う手続の期日に係る法改正を反映しました。

(8) 35—12 鑑定

鑑定人陳述における宣誓の簡略化に係る法改正を反映しました。

ウェブ会議システムを通じた鑑定人陳述における要件に係る法改正を反映しました。

音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、鑑定人に発問をさせる場合における要件に係る法改正を反映しました。

10. 37 章 審尋

(1) 37—02 審尋

参照先の項番の変更を反映しました。

11. 46 章 確定

(1) 46—00 確定

「審決取消の訴えの提起がなかった請求項又は一群の請求項について訂正を判断した部分は、訴えの提起が可能な期間を経過した時点で、・・・確定する」という記載から、一群の請求項のうち、一部の請求項についてのみ審決取消の訴えが提起された場合に、訴えの提起がされなかった請求項は訂正が確定するかのようにも読めてしまう記載となっていました。そこで、「一群の請求項のうち少なくともいずれかの請求項について審決取消の訴えが提起されると、当該一群の請求項について訂正を判断した部分についての審決は確定しない」旨を追記し、一群の請求項全体が確定しないことを明確化しました。

12. 51 章 無効審判

(1) 51—07 無効審判の請求書

電磁的記録を証拠として提出する場合の提出方法に係る法改正を反映しました。

(2) 51—08 無効審判の請求の不備と補正

電磁的記録の証拠調べが可能となる旨の法改正を踏まえ、「証拠物件」を「証拠」と修正しました。

(3) 51—09 無効審判の審理の方式

電磁的記録の証拠調べが可能となる旨の法改正を踏まえ、「証拠物」を「証拠」と修正しました。

(4) 51—21 無効審判審決後の手続

従前の記載は、取消判決が一群の請求項のうちの一部の請求項について確定した場合に、当該一群の請求項のうち審決が維持された請求項について審決が確定し、審決を取り消す必要がないようにも読める記載となっていました。そこで、一群の請求項のうち少なくともいずれかの請求項について審決を取り消す判決が確定した場合は、当該一群の請求項のうち審決が取り消された請求項以外の請求項についても審決を取り消さなければならないことを明確化しました。

13. 53 章 商標登録取消審判

(1) 53—04 類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判

コンセンツ制度導入に伴い、複数の類似する登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することになった場合において、所定の条件を満たした場合に取消審判請求をすることができる旨の法改正を反映しました。

14. 54 章 訂正審判

(1) 54—04 訂正審判の手続

電磁的記録の証拠調べが可能となる旨の法改正を踏まえ、「証拠物件」を「証拠」と修正しました。

15. 58 章 判定・裁判所からの鑑定の嘱託

(1) 58—01 判定の手続

電磁的記録を証拠として提出する場合の提出方法に係る法改正を反映しました。

16. 66 章 商標登録異議の申立て

(1) 66—03 商標登録異議の申立ての方法

電磁的記録を証拠として提出する場合の提出方法に係る法改正を反映しました。

17. 67 章 特許異議の申立て

(1) 67—03 特許異議の申立ての手續

電磁的記録を証拠として提出する場合の提出方法に係る法改正を反映しました。

(2) 67—05.2 特許権者による意見書又は訂正請求書の提出

法改正による条ズレを反映しました。

18. 70 章 再審

(1) 70—00 再審

再審の請求をすることができる事由として、証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであったことが追加された旨の法改正を反映しました。

再審請求の時点では原審決が確定していなかったという瑕疵は、原審決の確定により治癒されたとした判決が存在し、出訴期間中の再審請求が認められる可能性もあることから、「出訴期間中の再審請求はできないことに留意」という記載を削除しました。

19. 78 章 再審の事例

(1) 78—00 再審の事例

各事例を関連する条文ごとにまとめるとともに、条文の順番に合わせた順序に並べ変えました。

再審請求の時点では原審決が確定していなかったという瑕疵は、原審決の確定により治癒されたとした判決（知財高判平 19.2.28（平 18（行ケ）10514 号）、知財高判令 6.8.27（令 6（行ケ）10016 号））が近年出ていることから、当該判決を掲載し、それと整合しない再審の事例である昭 37 再審 1 号、昭 37.7.11 を削除しました。

20. 80 章 訴訟

(1) 80—00 審決等取消訴訟

直送に係る法改正を反映し、それに伴う特許庁の運用変更も反映しました。

当事者照会において電磁的方法により照会や回答をすることができる旨の法改正を反映しました。

当事者照会における照会書の記載事項に係る法改正を反映しました。